

質問回答書

一般競争入札「令和8年度路線バス代替交通(やはたコミュニティバス)運行業務委託」に係る仕様書に関する質問に対し、次のとおり回答します。

No.	質問項目	質問内容	回答案
1	仕様書P3 10.業務従事期間の制限について	仕様書中の「10.業務従事期間の制限」で、すべての構成員が3か月以上の期間を連続して運行とありますが、3か月とした根拠は何ですか？2か月ではダメなのでしょう か？事業用自動車の場合、3か月に1度点検が義務付けられており、数時間かかるため、1日運行ができなくなります。	本業務では、共同企業体が運行する場合、本業務が安全かつ安定的に遂行される体制を整えるため、すべての事業者が連続3ヶ月以上、業務に従事することを原則としています。 ただし、乗務員の身体的負担の理由等により発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではないとし、業務従事の体制の変更について発注者の承認を得ることとします。
2	仕様書P3 10.業務従事期間の制限について	共同企業体の各構成員に「原則3か月以上の連続従事」を求める規定について質問いたします。本業務をタクシー乗務員にて対応する場合、安全運行を最大限に担保し、心身の健康を維持しながら安定したサービスを持続できる期間は、実態として2か月程度が限界であると考えております。また、特定の乗務員を3か月以上にわたり固定することは、地域内の一般タクシー稼働不足を招き、結果として市民の日常生活における移動手段の確保（地域公共交通の利便性）に支障をきたす恐れがございます。つきましては、適切な引き継ぎにより利用者へのサービス品質を維持することを前提に、安全性の観点から「2か月以上」への期間緩和、または実情に応じた弾力的な運用を検討いただくことは可能でしょうか。見解をご教授ください。	本業務では、共同企業体が運行する場合、本業務が安全かつ安定的に遂行される体制を整えるため、すべての事業者が連続3ヶ月以上、業務に従事することを原則としています。 ただし、乗務員の身体的負担の理由等により発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではないとし、業務従事の体制の変更について発注者の承認を得ることとします。